かご漁業

	制限措置(規則第11条関係)							
番号	漁業種類	許可等をすべき 漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請期間
12- 1-1	いかたま漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第2号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	中津市 (三光、本耶馬渓町、耶馬溪町及び山国町を除く。) に住所を有する者	周年
12- 1-2	いかたま漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第4号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	字佐市住吉町、沖須町、子安町、貴船町、大字下乙女、大字順 風新田、大字高砂新田、大字郡中新田、大字神子山新田、大字 住江、大字江須賀、大字長洲、大字岩保新田、大字松崎、大字 久兵衛新田、大字北鶴田新田、大字南鶴田新田、大字蜷木、大 字西大堀、大字佐々礼又は豊後高田市(ただし、旧西国東郡真 玉町及び同郡香々地町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
12- 1-3	いかたま漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第5号の共同漁業権の漁場区域内	6月1日から 6月30日まで	豊後高田市西真玉、中真玉、臼野、大平、城前、大岩屋又は黒 土に住所を有する者	周年
12- 2-1	かにたま漁業	定めなし	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示されたかにたま漁業の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。		大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。